

青森県報

第二千六百七十八号

平成十八年
九月十一日
(月曜日)

目次

告 示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(高齢福祉課) …… 一

介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………(同) …… 一

障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) …… 一

身体障害者福祉法による医師の指定……………(同) …… 二

知的障害者福祉法による知的障害者更生施設の指定……………(同) …… 二

青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(経理課) …… 二

証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更……………(出納課) …… 三

右 同……………(同) …… 四

公 告

肥料の登録……………(食の安全・安心推進課) …… 四

告

示

青森県告示第六百六十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第七十八号第二号の規定により公示する。

平成十八年九月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所	名称	所在地	廃止年月日
株式会社	名称又は氏名	所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所	名称	所在地	廃止年月日
宮	株式会社	株式会社	通所介護	通所介護	弘前デイサービスセンター	弘前市神田二丁目六の三	平成 一八・八・三
二四	二四	二四			みやスマイル		

青森県告示第六百六十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百五十五条の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第一百五十五条の九第二号の規定により公示する。

平成十八年九月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	名称	所在地	廃止年月日
株式会社	名称又は氏名	所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	名称	所在地	廃止年月日
宮	株式会社	株式会社	通所介護	通所介護	弘前デイサービスセンター	弘前市神田二丁目六の三	平成 一八・八・三
二四	二四	二四			みやスマイル		

青森県告示第六百六十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成十八年九月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指定年月日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目一〇の一	居宅介護	株式会社コムスン弘前城東ケアセンター	弘前市城東中央五丁目一の一〇	平成一六・九・一
株式会社イリエ	青森市大字安田六字近野三六六の六	居宅介護	いりえヘルパーステールヨパ	青森市大字横内青亀井二五の一	"
株式会社イリエ	青森市大字安田六字近野三六六の六	外出介護	いりえヘルパーステールヨパ	青森市大字横内青亀井二五の一	"
株式会社アサヒ	青森市東道二丁目四の一六六の二	居宅介護	株式会社ハビビ	青森市東道二丁目四の一六六の二	"
社会福祉法人俊公	八戸市大字市川一町の二二五	児童デイサービス	チャレンジドスオハナ	三沢市鹿中四丁目一四五の六八	"

青森県告示第六百六十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成十八年九月十一日

青森県知事 三村 申吾

氏名	勤務する病院等	所在地	診療科目	指定年月日
	名称			
小成 嘉誉	医療法人十和田東クリニックス田東クリニックス	上北郡おいらせ町鶴久保の一六	整形外科（肢体不自由）	平成一六・九・一

山崎 義人	公立野辺地病院	上北郡野辺地町字鳴沢九の一〇二	"	"
中田 善博	弘前市立病院	弘前市大字大町三丁目八の一	"	"
吉田 淳	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	消化器外科（直腸機能障害、小腸機能障害、ぼうこう機能障害）	"
藤本 幸士	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	循環器科、呼吸器科、腎臓内科（呼吸器機能障害）	"
細川 隆史	十和田眼科クリニックス	十和田市稲生町一五の三六	眼科（視覚障害）	"

青森県告示第六百六十五号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の十一第一項の規定により、次のとおり知的障害者更生施設を指定したので、同法第十五条の三十一第一号の規定により公示する。

平成十八年九月十一日

青森県知事 三村 申吾

名称	設置の場所	指定年月日
清岳園そら	三戸郡南部町大字下名久井字高森五七の七	平成一六・九・一

青森県告示第六百六十六号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成十八年九月十一日

青森県知事 三村 申吾

第一号の表中

つがる弘前農業協同組合藤代支店	弘前市大字浜の町西三丁目	及び
つがる弘前農業協同組合三世寺支店	弘前市大字三世寺	
つがる弘前農業協同組合高杉支店	弘前市大字高杉	を削り、
つがる弘前農業協同組合弘前北支店	弘前市大字鬼沢	
つがる弘前農業協同組合弘前北支店	弘前市大字青女子	に改め、
つがる弘前農業協同組合新和支店	弘前市大字種市	
つがる弘前農業協同組合三和支店	弘前市大字三和	、
つがる弘前農業協同組合養正支店	弘前市大字清野袋二丁目	
つがる弘前農業協同組合外崎支店	弘前市大字豊田一丁目	、
つがる弘前農業協同組合堀越支店	弘前市大字門外四丁目	
つがる弘前農業協同組合千年第一支店	弘前市大字狼森	及び
つがる弘前農業協同組合鳥井野支店	弘前市大字鳥井野	
つがる弘前農業協同組合百沢支店	弘前市大字百沢	を削り、
つがる弘前農業協同組合駒越支店	弘前市大字藤代	

つがる弘前農業協同組合大鱧支店	南津軽郡大鱧町大字大鱧	を
つがる弘前農業協同組合大鱧支店	南津軽郡大鱧町大字長峰	
つがる弘前農業協同組合長峰支店	南津軽郡大鱧町大字長峰	を削り、
つがる弘前農業協同組合古懸支店	平川市碓ヶ関古懸南不動野	
つがる弘前農業協同組合碓ヶ関支店	平川市碓ヶ関	を
つがる弘前農業協同組合碓ヶ関支店	平川市碓ヶ関阿原	
つがる弘前農業協同組合碓ヶ関支店	平川市碓ヶ関阿原	に改める。

青森県告示第六百六十七号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十八年九月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称
弘前市大字城北四丁目一の一
つがる弘前農業協同組合
- 二 変更内容
 - 1 変更前の売りさばき場所
弘前市大字五代字早稲田五〇九の一
 - 2 変更後の売りさばき場所
弘前市大字五代字前田三〇六の一

青森県告示第六百六十八号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十八年九月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

弘前市大字城東北四丁目の一

つがる弘前農業協同組合

二 変更内容

1 変更前の売りさばき場所

南津軽郡大鰐町大字大鰐字大鰐三七の五

2 変更後の売りさばき場所

南津軽郡大鰐町大字長峰字前田三三六の一

公 告

肥料の登録

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第四条第一項の規定により平成十八年九月一日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十八年九月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 三五六号	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量 (パーセント)	その他の 規格	生産業者の氏名又 は名称及び住所
	肉骨粉	ポーク& チキンミ ール	窒素全量 九・五 りん酸全量 五・〇	公定規格 のとおり	三共理化学工業株式 会社 東京都渋谷区代々 木一丁目五七の六

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭